

『両立支援等助成金 支給申請の手引き(2023(令和5)年度版)』 正誤表

※下線部が修正箇所です。

修正箇所1 : P.12

出生時両立支援コース 育児休業等に関する情報公表加算について
③雇用する労働者(男女別)の育児休業の平均取得日数 計算方法

【正】

【…aの計算方法による場合の計算例…女性:Dは前々事業年度に出生した子ではないため対象外。EとFの平均となるが、子が1歳に到達する日までの育休がカウント対象となり、Eは2022年4月14日までの308日取得と扱われる。EとFの平均で308日。】

【誤】

【…aの計算方法による場合の計算例…女性:Dは前々事業年度に出生した子ではないため対象外。EとFの平均となるが、子が1歳に到達する日までの育休がカウント対象となり、Eは2022年4月14日までの308日取得と扱われる。DとEの平均で308日。】

修正箇所2 : P.57

介護離職防止支援コース 個別周知・環境整備加算について ア①b(リンク)

【正】

⇒a、bについては、自社の制度内容に即したものを作成・配布することが必要です。様式の参考例は以下の通りです。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000150070.docx>

厚生労働省HPにおいて、「ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用環境・均等>仕事と介護の両立～介護離職を防ぐために～>仕事と介護の両立支援～両立に向けての具体的ツール～」の順に開いていただき、「【2】仕事と介護の両立支援実践マニュアル(企業向け)」の中の「【5】「仕事と介護の両立準備ガイド」リーフレット」を選択してください。

【誤】

⇒a、bについては、自社の制度内容に即したものを作成・配布することが必要です。様式の参考例は以下の通りです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001096369.doc>

厚生労働省HPにおいて、「ホーム>政策について>分野別の政策一覧>子ども・子育て>職場における子育て支援>事業主の方へ>事業主の方への給付金のご案内」の順にページを開いていただき、「2023年度>支給申請書><介護離職防止支援コース>><個別周知・環境整備加算の参考様式>」から1つ目を選択してください。

修正箇所3 : 6箇所 (P.77、P.84、P.91、P.100、P.108、P.114)

提出を省略する書類についての確認書(様式番号)

【正】

提出を省略する書類についての確認書 (【育】様式第9号)

【誤】

提出を省略する書類についての確認書 (【育】様式第8号)

修正箇所4 : 2箇所 (P.96、P.97)

支給要件の[3]業務代替支援③及び④

【正】

対象労働者の育児休業(※)の育児休業開始の前日までに実施する必要があります。

※産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業

【誤】

対象労働者の育児休業育児休業開始の前日までに実施する必要があります。

修正箇所5 : P.126 [支給申請書 記載例]

Ⅲ.公表内容 ③の「計算方法」 公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数 人
/ 男性労働者数の合計数 人

【正】

配偶者が出産した男性労働者数 8人 / 男性労働者数の合計数 3人

【誤】

配偶者が出産した男性労働者数 5人 / 男性労働者数の合計数 2人